

保 管 依 頼 書

年 月 日

常総市長 殿

下記買受財産について、買受代金納付後、引渡しを受けるまで、常総市に保管を依頼します。

なお、引渡しを受ける前に、下記買受財産が破損、紛失などの被害を受けても、常総市が一切責任を持たないことに同意します。

記

買受財産（売却区分番号）

第（ ）号

整理番号

住 所

氏 名

電話番号

印

※買受代金納付後に保管費用が必要な場合、その費用は買受人の負担となります。ご了承ください。